



トピックス…①

環太平洋パートナーシップ (TPP)協定交渉が大筋合意

2015年10月5日、米国アトランタで開催されたTPP閣僚会合において、2010年3月に交渉が開始されたTPP協定は、交渉開始から5年半を経て、大筋合意に至った。TPP協定は当初、環太平洋戦略的経済連携協定(P4協定)参加の4カ国(シンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイ)に加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉が開始された。その後、マレーシア、メキシコ、カナダ及び日本が交渉に参加し、現在の12カ国で、アジア太平洋地域における高い自由化を目標とし、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定として交渉が行われてきた。ここでは、乳製品分野の主な合意内容を紹介する。

1. 脱脂粉乳・バター

既存のWTO枠(農畜産業振興機構による国家貿易)の生乳換算137万トン(カレントアクセス)については、関税の削減・撤廃は行わず、新たに低関税のTPP枠を設定した。

このTPP枠は、国家貿易ではなく、実需者や商社等による民間貿易で、枠内数量は生乳換算6万トンからスタートし、6年目に7万トンとするが、製品ベースでは脱脂粉乳とバターを同じ数量(各3,188トン→3,719トンに相当)輸入する。

脱脂粉乳の枠内税率は、TPP協定発効時の25%(加糖脱脂粉乳は35%)+130円/kgを11年目までに25%(同35%)にする。バターは、35%+290円/kgを35%にする。つまり、脱脂粉乳130円/kgとバター290円/kgの重量税は10年かけて撤廃される。

2. 食用ホエイ

食用ホエイに関する合意内容は、「たんぱく質含有量25%未満」、「同25%以上45%未満」、「同45%以上」の3カテゴリーに分かれている。

(1) たんぱく質含有量25%以上45%未満ホエイ

国産の脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25%以上45%未満)の関税は、TPP協定発効時の25%(加糖ホエイは35%)+40円/kgから段階的に削減され、21年目に撤廃される。

このカテゴリーのホエイには、発動数量が一定期間ごとに等量ずつ増加するセーフガード(SG)が措置されている。SG発動数量は、1年目の4,500トンからスタートし、10年目に7,000トン、13年目に9,250トン、20年目に16,250トンになり、21年目以降は1年に1,250トンずつ増加する。

そして、TPP加盟国からの輸入量がSG発動数量を超過(米国からカレントアクセスで輸入されるホエイは加算しない)すると、SGが発動し、関税が引き上げられる。ただし、脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が減少していないときは、SGを適用しない。

SG税率は、TPP協定発効1年目から5年目が29.8%+120円/kg、6年目から10年目が23.8%+105円/kg、11年目から15年目が19.4%+90円/kg、16年目から20年目が13.4%+75円/kgと、5年ごとに段階的に引き下げられ、21年目以降は毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減される。ただし21年目以降、前年にSGが発動された場合は1%+5円/kgの削減となり、3年間発動がなければ廃止される。

(2) たんぱく質含有量25%未満のホエイ

国産の脱脂粉乳と競合する可能性が低い「たんぱく質含有量25%未満のホエイ」は、発動数量が一定期間ごとに等量ずつ増加するSG

付きで、関税が25%(加糖ホエイは35%)+40円/kgから段階的に削減され、16年目に撤廃される。

SG発動数量は、1年目の5,000トンからスタートし、10年目に8,000トン、12年目に9,000トン、15年目に11,250トンになり、16年目以降は1年に1,000トンずつ増加する。

SG税率は、1年目から5年目が29.8%+75円/kg、6年目から10年目が23.8%+45円/kg、11年目から15年目が13.4%+30円/kgと、5年ごとに段階的に引き下げられ、16年目以降は毎年2%+4円/kgずつ削減される。ただし16年目以降、前年にSGが発動された場合は1%+2円/kgの削減となり、2年間発動がなければ廃止される。

(3) たんぱく質含有量45%以上のホエイ

栄養補助食品など用途が限られている「たんぱく質含有量45%以上のホエイ」の関税は、25%(加糖ホエイは35%)+40円/kgから段階的に削減され、6年目に撤廃される。このホエイは、国産の脱脂粉乳と競合する可能性が低いためSGが措置されなかった。

3. チーズ

ナチュラルチーズのうち直接消費用モッツァレラとカマンベールは29.8%の現行関税が維持され、ブルーチーズは11年目までに50%削減、チェダー、ゴーダ、クリームチーズ(脂肪分45%以上で国産バターと競合する可能性が高いミドルファット・クリームチーズは、29.8%から26.8%への即時10%削減のみ)は16年目に撤廃される。

チェダー、ゴーダなどのうちプロセスチーズ原料用は、国産品の使用を条件に無税輸入を認める抱き合わせ制度(国産品:輸入品=1:2.5)を維持し、フレッシュチーズのうちシュレッドチーズ原料用は、抱き合わせ制度(国産品:輸入品=1:3.5)を導入する。

プロセスチーズは40.0%の現行関税が維持されるが、米国、豪州、ニュージーランドには段階的に関税を削減し、11年目に撤廃する国別枠数量を設定する。この枠数量は各国とも1年目の100トンから11年目の150トンに増加する。

4. その他

ホエイのうち無機質濃縮ホエイ、乳幼児用ホエイ、パーミエイトについて、TPP加盟国には関税割当の国別枠が新設された。調製食用脂(PEF)は、既存の関税割当の枠内税率(25.0%)を11年目までに80%削減し、21年目までに撤廃される。無糖ココア調製品は、TPP関税割当枠を新設し、枠内数量5,500トンについて現行21.3%を11年目までに10.7%に削減する。また、抱き合わせ無税枠を4,000トンから11年目に12,000トンにする。